

不利益処分の処分基準

1 処分名

火葬場使用料の徴収

2 所管部課等名

市民協働部市民課 電話 22-7447

小名浜支所市民課、勿来支所市民課、常磐支所市民課、内郷支所市民課、四倉支所市民課、遠野支所、小川支所、好間支所、三和支所、田人支所、川前支所、久之浜・大久支所、豊間市民サービスセンター、江名市民サービスセンター、泉市民サービスセンター、中央台市民サービスセンター、いわき駅前市民サービスセンター

3 根拠条例等

【根拠条例】

火葬場条例（昭和44年いわき市条例第68号）

（使用料）

第6条 前条の規定に基づく使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。ただし、死亡時に本市住民であつた者に係る火葬（いわき市勿来火葬場（以下「勿来火葬場」という。）における火葬に限る。）を行う場合については、この限りではない。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 市長は、特別の理由があると認める場合には、使用料の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合には、この限りではない。

別表第2（第6条関係）

1 いわき清苑使用料

(1) 火葬を行う場合

区分	単位	使用料	
		本市住民	本市住民でない者
大人（12歳以上）	1体	10,000円	50,000円
小人（12歳未満）	1体	6,000円	30,000円
死胎（妊娠4箇月以上）	1胎	4,000円	20,000円

備考

1 「本市住民」とは、死亡時に本市住民であつた者をいい、「本市住民でな

い者」とは、その他の者をいう（以下この別表において同じ。）。

2 溺死^{でき}体の火葬に係る使用料は、1割増しとする。

(2) 人体の一部、死胎（妊娠4箇月未満の死胎に限る。）及び胞衣の焼却を行う場合

区分	単位	使用料
人体の一部	小柩 ^{ひつぎ} 1個	10,290円
死胎	1胎	3,080円
胞衣	1件	3,080円

備考 小柩^{ひつぎ}とは、長さ50センチメートル、幅30センチメートル、高さ25センチメートル以内のものをいう。

(3) 通夜等又は告別式等のため特別待合室を使用する場合

区分	単位	使用料	
		本市住民	本市住民でない者
特別待合室	1回	10,290円	51,420円

備考 「1回」とは、午前9時から午後1時まで又は午後3時30分から午後8時までの間における使用をいう。

2 勿来火葬所使用料

(1) 火葬を行う場合

区分	単位	使用料
大人（12歳以上）	1体	30,000円
小人（12歳未満）	1体	18,000円
死胎（妊娠4箇月以上）	1胎	12,000円

備考 溺死^{でき}体の火葬に係る使用料は、1割増しとする。

(2) 人体の一部、死胎（妊娠4箇月未満の死胎に限る。）及び胞衣の焼却を行う場合

区分	単位	使用料
人体の一部	小柩 ^{ひつぎ} 1個	10,290円
死胎	1胎	3,080円
胞衣	1件	3,080円

【関係条例等】

火葬場条例施行規則（昭和57年いわき市規則第24号）

（使用料の納入時期）

第3条 条例第6条第2項の規定による火葬場の使用料の納入時期は、次の各号に掲げる火葬場の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) いわき市いわき清苑（以下「いわき清苑」という。）使用の際
 - (2) いわき市勿来火葬場 許可の際
- 2 いわき清苑の使用料は、火葬場使用料納入通知書（第7号様式）により納入しなければならない。

4 処分基準

条例等の規定において言い尽くしているため、処分基準は設定しない。

5 聴聞手続

行政手続条例（平成9年いわき市条例第1号）第13条第2項第4号の規定により聴聞は行わない。

6 作成年月日

- (1) 作成年月日 平成 9年 9月 30日
- (2) 施行年月日 平成 9年 10月 1日
- (3) 改正年月日 平成 20年 4月 1日
- (4) 改正年月日 平成 27年 6月 23日